

## マージン率等に係る情報提供

株式会社アクシス

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：2021年1月～2021年12月)

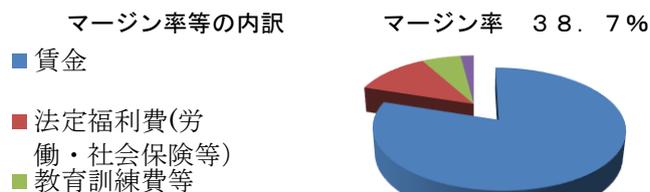
### 記

- 1 2020年12月1日付け派遣労働者数 6人
  
- 2 2020年1月～12月 派遣先事業所数(実数) 7件
  
- 3 2020年1月～12月 労働者派遣に関する料金の平均額 45,162円  
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
  
- 4 2020年1月～12月 派遣労働者の賃金の額の平均額 22,134円  
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))
  
- 5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 50.9%
  
- 6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項  
キャリアコンサルティングの相談窓口 TEL03-5501-1277

### 7 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1人当たりの平均実施時間
システム開発技術研修	未経験者の新規採用者	OFF-JT	弊社	無償	有給	100時間
ビジネスコミュニケーション研修	未経験者の入社2年目	OFF-JT	弊社	無償	有給	4時間
e-ラーニング研修	入社1年目以降	OFF-JT	弊社	無償	有給	1時間
enカレッジ研修	入社1年目以降	OFF-JT	弊社	無償	有給	1時間

弊社マージン部分については、下記のとおり法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含んだものです。



### 8 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- 労使協定を締結していない
- 労使協定を締結している (協定書の有効期間終期 令和3年12月31日)
- ・協定労働者の範囲 システム・エンジニア業務に従事する従業員

## マージン率等に係る情報提供

株式会社アクシス 沖縄支店

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：2021年1月～2021年12月)

### 記

- 2020年12月1日付け派遣労働者数 14人
- 2020年1月～12月 派遣先事業所数(実数) 2件
- 2020年1月～12月 労働者派遣に関する料金の平均額 24,254円  
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
- 2020年1月～12月 派遣労働者の賃金の額の平均額 13,173円  
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))
- 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合  
45.6%
- 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項  
キャリアコンサルティングの相談窓口 TEL098-942-9227

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1人当たりの平均実施時間
システム開発技術研修	未経験者の新規採用者	OFF-JT	弊社	無償	有給	100時間
e-ラーニング研修	入社1年目以降	OFF-JT	弊社	無償	有給	1時間
enカレッジ研修	入社1年目以降	OFF-JT	弊社	無償	有給	1時間

### 7 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分については、下記のとおり法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含んだものです。

マージン率等の内訳

マージン率 32.1%

- 賃金
- 法定福利費(労働・社会保険等)
- 教育訓練費等



### 8 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結していない

労使協定を締結している (協定書の有効期間終期 令和3年12月31日)

・協定労働者の範囲 システム・エンジニア業務に従事する従業員

マージン率等に係る情報提供

株式会社アクシス 仙台支店

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：2021年1月～2021年12月)

記

- 1 2020年12月1日付け派遣労働者数 0人
- 2 2020年1月～12月 派遣先事業所数(実数) 0件
- 3 2020年1月～12月 労働者派遣に関する料金の平均額 ー円  
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
- 4 2020年1月～12月 派遣労働者の賃金の額の平均額 ー円  
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))
- 5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 ー%
- 6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項  
キャリアコンサルティングの相談窓口 TEL022-281-9302

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1人当たりの平均実施時間
システム開発技術研修	未経験者の新規採用者	OFF-JT	弊社	無償	有給	ー
e-ラーニング研修	入社1年目以降	OFF-JT	弊社	無償	有給	ー
enカレッジ研修	入社1年目以降	OFF-JT	弊社	無償	有給	ー

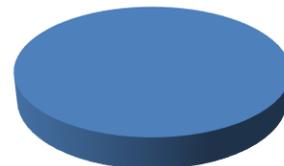
7 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分については、下記のとおり法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含んだものです。

マージン率等の内訳

マージン率 ー%

- 賃金
- 法定福利費(労働・社会保険等)
- 教育訓練費等



8 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結していない

労使協定を締結している (協定書の有効期間終期 令和3年12月31日)

・協定労働者の範囲 システム・エンジニア業務に従事する従業員

マージン率等に係る情報提供

株式会社アクシス 福岡支店

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：2021年1月～2021年12月)

記

- 1 2020年12月1日付け派遣労働者数 4人
- 2 2020年1月～12月 派遣先事業所数(実数) 2件
- 3 2020年1月～12月 労働者派遣に関する料金の平均額 26,553円  
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
- 4 2020年1月～12月 派遣労働者の賃金の額の平均額 13,500円  
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))
- 5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合  
49.1%
- 6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項  
キャリアコンサルティングの相談窓口 TEL092-434-4120

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1人当たりの平均実施時間
システム開発技術研修	未経験者の新規採用者	OFF-JT	弊社	無償	有給	100時間
e-ラーニング研修	入社1年目以降	OFF-JT	弊社	無償	有給	1時間
enカレッジ研修	入社1年目以降	OFF-JT	弊社	無償	有給	1時間

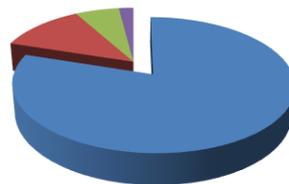
7 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分については、下記のとおり法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含んだものです。

マージン率等の内訳

マージン率 36.4%

- 賃金
- 法定福利費(労働・社会保険等)
- 教育訓練費等



8 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結していない

労使協定を締結している (協定書の有効期間終期 令和3年12月31日)

・協定労働者の範囲 システム・エンジニア業務に従事する従業員

マージン率等に係る情報提供

株式会社アクシス 大阪事業所

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：2021年1月～2021年12月)

記

- 1 2020年12月1日付け派遣労働者数 3人
- 2 2020年1月～12月 派遣先事業所数(実数) 1件
- 3 2020年1月～12月 労働者派遣に関する料金の平均額 37,217円  
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
- 4 2020年1月～12月 派遣労働者の賃金の額の平均額 16,782円  
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))
- 5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合  
54.9%
- 6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項  
キャリアコンサルティングの相談窓口 TEL06-6147-6072

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1人当たりの平均実施時間
システム開発技術研修	未経験者の新規採用者	OFF-JT	弊社	無償	有給	100時間
e-ラーニング研修	入社1年目以降	OFF-JT	弊社	無償	有給	1時間
enカレッジ研修	入社1年目以降	OFF-JT	弊社	無償	有給	1時間

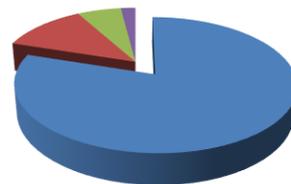
7 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分については、下記のとおり法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含んだものです。

マージン率等の内訳

マージン率 43.6%

- 賃金
- 法定福利費(労働・社会保険等)
- 教育訓練費等



8 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結していない

労使協定を締結している (協定書の有効期間終期 令和3年12月31日)

・協定労働者の範囲 システム・エンジニア業務に従事する従業員